

委員会提出議案第3号

現行の学童保育指導員の資格と配置基準を維持するための財政措置を
求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び鳥取市議会会議規則
（昭和43年議会告示第1号）第14条第2項の規定に基づき、上記の議案を別紙の
とおり提出する。

平成30年12月28日提出

提出者 鳥取市議会文教経済委員会
委員長 前田伸一

鳥取市議会議長 山田延孝 様

現行の学童保育指導員の資格と配置基準を維持するための財政措置を 求める意見書

2015年度より、「子ども・子育て支援新制度」が施行されている。学童保育には、放課後児童支援員という資格を持つ者の配置が児童福祉法で、従うべき基準として定められ、その内容が、厚生労働省令で示されている。学童保育指導員の処遇改善のための予算措置も行われている。

一方、地方分権改革の提案募集において、全国的に学童保育指導員、特に資格者の人材不足が深刻化し、運営に支障が生じているとして、「従うべき基準」を「参酌すべき基準」とする対応方針が示された。参酌すべき基準になることで、現在より低い配置基準になってしまうと、子供の命と安全を守ることができず、遊びや活動を制限せざるを得ないなど、学童保育での子供の生活が保障されなくなるとの、質の低下、市町村格差の拡大を懸念する保護者の声が上がっている。市町村事業としての責任を持つ立場として、現行の基準を維持することが必要と考える。

子供たちに、生活の場を保障するために、今必要なことは、学童保育指導員の質の確保と処遇改善である。国は、常勤職員を複数配置することも可能にするべく、放課後児童支援員等処遇改善等事業を予算化している。これらの予算を全ての自治体で活用し、学童保育指導員の質の確保と処遇改善をしていく対策を講ずることが不可欠である。

よって、子供の命と安全を守り、子供の学童保育での生活を保障するために必要な学童保育指導員の配置が実現できるように、国においては下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

1. 子供の命と安全を守り、子供の学童保育での生活を保障するために、現行の学童保育の職員配置基準による財政措置を維持すること。
2. 学童保育指導員の処遇を改善するために有効な対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月28日

鳥取市議会議長 山田延孝

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣
(少子化対策担当)

内閣府特命担当大臣
(地方創生・男女共同参画担当)

様